

水野けんいちレポート

KENICHI MIZUNO REPORT

〈Vol.37〉

発行所/佐倉市王子台1-14-4

TEL. 043-463-2400

FAX. 043-463-0475

E-mail:mizunokenichi@catv296.ne.jp

ガソリン税をどう考えるか

道路にしか使えない現状を打破すべき

ガソリン税をめぐる議論が活発になっている。
この問題についてどう考えるか水野賢一衆議院議員に聞いた。

Q1 ガソリン税が話題になっていますが、どのような税金なのでしょうか？

水野 ガソリンには消費税以外にも1ℓあたり53.8円の税金がかかっています。これがガソリン税です。同様に軽油には軽油引取税という税金が32.1円かかっています。ガソリンも軽油も製造コストはそんなに変わらないのに、ガソリンスタンドで軽油の価格の方が安いのはかかっている税金が安いからなのです。ちなみにタクシーなどで使われるLPガスには石油ガス税が課されています。消費税以外はいずれも道路整備のためだけに使われてきたので道路特定財源と呼ばれています。(注)

(注) 細かくいうとガソリン税というのは揮発油税(48.6円)と地方道路税(5.2円)の総称だが、いずれもガソリンにかかってくる。

暫定税率とは

ガソリン税は揮発油税法などによって1ℓ28.7円とされている。これを本則税率という。ところが道路整備を推進するため昭和49年以来、5年ごとに租税特別措置法という法律で暫定措置として税率を53.8円に引き上げてきた。これが暫定税率である。平成20年3月末でこの5年の期限が切れるので、存続するかどうか大きな議論となる。

特定財源とは

特定財源とは特定の用途にのみ使える税金を指す。道路特定財源以外にも発電所の立地などに使い道が限定されている電源開発促進税などがある。これに対して用途を決めずに何にでも使える税金を一般財源と呼ぶ。所得税、法人税、消費税などは一般財源である。自動車関係の税でも自動車税(都道府県税)や軽自動車税(市町村税)は一般財源である。

Q2 民主党はこのガソリン税を下げるべきだと主張していますね。

水野 ガソリンは1ℓ約25円、軽油は約17円引き下げるべきだと言っています。一方、自民党の道路族や国土交通省は「まだまだ地方では道路が必要だ。都市部でも開かずの踏切対策や渋滞対策に道路整備が必要だ」として税率の維持と全額道路に使うことを主張しています。私はそのどちらともちょっと違う考えですね。

Q3 両方の主張ともに問題があるということですか？

水野 まず民主党が言うように税率を下げると国と地方合計で年間2.7兆円もの減収になります。財政赤字を膨らませるのは無責任なことですし、そのツケは結局消費税アップで回ってくるだけです。一方、道路にしか使えないというこれまでの仕組みも改めるべきです。貴重な税金である以上、福祉・教育・環境・治安などその時々で国民が求めている分野にも回せるようにすべきです。もちろん必要な道路建設に使うことは否定はしませんが、「道路にしか使わせない」として道路を聖域にすることはおかしいことです。